

## 令和3年度 第5回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和4年2月25日

開会 午後2時00分

○スポーツ振興課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第5回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開催させていただきます。本日は公私とも御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、スポーツ振興課長補佐の坪水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。

本日の会議次第、資料1といたしまして社会体育施設の使用料の見直しについて（案）、それと当日配布資料といたしまして附属機関に当たるか否かの判断基準を卓上に置かせていただいております。確認のほう、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、辰巳委員長から御挨拶をいただきます。お願いします。

○委員長 もう5回になるんですね、前回までが結構大きな山でございまして、先生がた、いろんな意見をいただきまして誠にありがとうございました。

これから、会議に上程するということですが、今回この後、資料があるんですが、幾つかやってもらわないといけないところが、・・・ね、などを今日、事務局のほうから説明していただきますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、植村教育長が御挨拶申し上げます。

○教育長 皆さん、こんにちは。

辰巳委員長様、辻副委員長様はじめ委員の皆様には、御多用の中、またまだちょっと寒いと思うんですけど、寒い中この検討委員会、5回目となりますけれども御参加いただいております。本当にありがとうございます。

また、傍聴のお二人もありがとうございます。

一つですね、まだちょっとおわびをしなければならぬ事項が一つございます。詳しいことは、この後、池端局長のほうから説明をしていただきますけれども、実はですね、この適正化検討委員会の位置付けなんです。

実は、10月からこの検討委員会を始めさせていただいた状況がございますが、その前に本来であればですね、町のこれね、やっぱり検討委員会ということで、町の附属機関にも当たる状況があるんですけども、それをなしにちょっと進めてきた経緯がございます。その関係でちょっとやっぱりね、いわゆる地方自治法に若干抵触する恐れがあるということで、これは検討委員会の位置付けをしっかりと条例に基づいてするというので、この3月議会にですね、この条例案を上程とさせていただいて、3月議会で承認を受けた上での、いわゆる仕切り直しのことにはなるんですけども、ただこれまで4回していただきました。ほとんどそこはそのまま踏襲していただきながら、来年度に向けてということになるんですけども、そういったことでいわゆるこの位置付け自体をもう少し、本当にちょっと失念というか事務局のほうでこっちが十分な検討しないまま進んでしまったということで、委員の皆様にはおわび申し上げたいなというふうに思います。

この後、そういった形で、ほとんど検討委員会は進んでいる状況の中で、ちょっとそこは局長のほうから詳しく説明をしていただいた後、また5回目の検討委員会ということで進めていただけたらありがたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○池端事務局長 失礼いたします。冒頭、貴重な時間をいただきまして、ただいま教育長からありましたように若干ちょっとお断りとおわびとお断りをさせていただきたいと思います。

今この委員会は、今ありましたように去年の10月にちょうど町の要綱を根拠として、この名称でスタートさせていただきました。委員の皆様がた8名で現在までで4

回、本日で5回という委員会を開催いたしております。審議をいただく内容が、もう単に行政運営上の意見交換や意見聴取等の、そういう調整の次元ではございません。出席者間でもう使用料に関する議論を行っていただきまして、お手元の資料、附属機関に当たるか否かの判断基準というなものもありますけれども、これは住民の皆様がたの権利義務に影響を及ぼすと、非常に町の重要な施策の議論を行っていただいているということに鑑みまして、この委員会の位置付けを現状の要綱による設置ではなく、地方自治法に定める法律や条令に基づいて設置する附属機関の位置付けとさせていただきたく存じます。

要約をいたしますと、目的とするこの体育施設の使用料の適正化を図るということに関しましては、何らの変更があるものではございませんけれども、ただいま申しました執行機関の附属機関というようなものは法律や条令に基づいて設置するよう地方自治法に定められております。こういうところに抵触する可能性と条例そのものの制定過程での不備を回避するというようなことから、当初の要綱設置で可とする解釈を改めさせていただきまして、この段階で条例設定すべく改めて議会のほうに上程をさせていただくというようなところでございます。

所管におきましては、教育長からもありましたように当初の認識が十分でなかった点についてはおわびを申し上げたいと存じます。申し訳ございませんでした。今後、こういう委員会というのは、今後と他の類似の事案への影響についても多大な影響があると思いますので、こういう附属機関の設置及び運営に関する指針等の策定も必要になってくるのではないかと考えてございます。これは、もう事務方、町のほうの理由でございます。そういったところから委員の定数を現在8名でございますがあと2名、これは公募の委員を追加いたしまして、この位置付けで仕切り直しというところちょっと言葉が不適當でございますけれども、附属機関の位置付けで実施をさせていただきたいとかように考えるものがございます。

この附属機関に当たるか否かの判断基準の1枚めくっていただきますと、こういっ

たことが各全国的に自治体においても違法である、違憲であるというような事例も出てございます。せっかく検討していただいた内容がこの設置、根拠そのものがやっぱりおかしいということになりますれば何をしてるか分かりませんので、こういうところで位置付けを改めさせていただくというところでございます。

委員の皆様には、何とぞ御承認をいただきまして、引き続きましてこの答申、当初意見書と申しておりましたけども答申について固めていただけますように、2名の公募委員を追加して実施をするというところでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行は、当検討委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が議長となるため、委員長をお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○委員長 今日、よろしくお願いたします。

今、局長のほうからお話しいただいた件ですけれども、そもそも、そもそもというか当初はですね、パブリックコメント・・・のあったんですけれども、その後、意見を集約しまして・・・改善というものを図ったという議会上程・・・でございますけれども、今局長のほうからおっしゃっていただいた手順を踏む必要があると。これは、法律上と言っていいんですかね。というふうなことで、これはやっていく必要がありますまして、そうでないとこの組織自体がやってきたことが、議論の全てが足下すくわれるようなこういうことですから、当然ながらこれはやる必要があるものですよ。そう御理解いただいと申します。

今日はですね、これですかね。この資料に基づいて以後やるんでよろしいですかね。

○池端事務局長 はい。

○委員長 この間、パブリックコメントに向けてどういうふうなことか。今回は、これはここまでの議論を整理したようなことですね。見落としが無いかどうかについて

うことを確認というふうな感じで今日は進めたらよろしいのでしょうかね。

○池端事務局長 はい。

○委員長 これまで、たくさんの資料をですね、我々の中でディスカッションしましておったんですけども、それがこういうふうな形で小さくまとめられてきたということですね。非常に重要なことでして、事務局のほうもだいぶ苦心していただいて、ここまでやっていただいたんですけども、まとめと言いますか全体こういうふうな形になりましたというふうなことで、皆さんがた、もう見ていただいているとは思いますが、説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○池端事務局長 それでは、この委員会、4回開催させていただいたんですけども、その中で議論・検討いただいた件について資料としてまとめさせていただきましたので、ちょっと説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。

1、背景と目的ということで、本町におきまして、町民の皆様それぞれの目的やライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむ機会や、施設を快適に利用していただけるよう利便性の向上に努めさせていただくということから始まりまして、体育館につきましては、中央体育館をはじめ東、西、北、真美ヶ丘体育館の5つの体育館があるということと、このうち中央体育館は大規模な改修工事を実施させていただきましたけれども、築後40年以上がたっているミニ体育館がまだ改修工事をしていないという状況を書かせていただいております。

また、テニスコートにつきましては、それぞれ正式名称で記載させていただいております。鍵括弧内が通称名ということで、町内に4施設ございます。真美ヶ丘メモリアル広場テニスコート、これが真美ヶ丘テニスコートと言います。西谷近隣公園テニスコート、これが通称名で西谷テニスコート、広陵東テニスコートが東テニスコート、広陵運動公園テニスコートが通称名では健民テニスコートという4コートございますということです。

使用料につきましては、体育館は平成15年以降約20年近く、更にテニスコートに至っては設置以来、一度も見直しがされておられないということで、料金と維持管理経費の乖離が大きく、受益者負担のバランスを欠けている状況ということになっております。こうした中で、町内の体育施設の維持管理費は、光熱水費や管理委託費などの物件費、施設修繕費が増加傾向にあり、今後老朽化による体育施設の大規模改修など、年々財政を圧迫することが予想されるということになります。

これらの体育施設に要する経費は税金で賄うことになり、町民全体で負担することになります。このために、使用料の改訂については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければならないということになります。本来なら体育施設の利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要があります。

ただ、利用者の方に負担を負わせるだけではなくて、サービスを提供する本町においても効率的な施設運営や事務改善を図り、コスト削減と受益者負担の軽減に努めていかなければならないと思っております。このことを踏まえ、持続可能な財政運営を確保していくため、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を設置させていただきまして、体育施設使用料の現状を検証し、使用料の見直しを行うということで、今会議のほうを進めさせていただきました。

今日も含めまして、5回開催したということで委員、委嘱をさせていただいている8名の委員の皆様で協議をしていただいたということになります。

次のページに、体育館の形状を写真付きで掲載させていただいております。

次の4ページには、テニスコートの概要、これも写真付きで掲載しております。下の段になります3、使用料算定の基本方針ということで、受益者負担の原則、これが基本になるんですけども、施設などの維持管理に係る経費は、施現在設使用料の対価として利用者からの使用料によりその一部を補っています。使用料は、利用者からすると当然対価であることが望まれますが、この場合、施設の維持管理などに必要な経費の多くを町で負担することになり、施設の利用者と利用しないかたで不均衡が

生じることとなります。

そこで、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者に適正な応分の負担を求めなければなりませんということでもあります。

次のページに載せていただいておりますけれども、2) 使用料算定方法の明確化ということでもいろいろ議論していただきましたけれども、利用者に応分の負担を求めするには、町民に理解と納得が得られるように使用料の積算根拠を明確にして、透明性を確保しなければならないということで、(3) 原価計算ということで料金の基本的な計算方法ですけれども、使用料の算定に当たり、まず対象のサービスを提供するために係るコスト(=原価)を算出します。対象経費は、施設の取得・建設等に関するイニシャルコストと、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等のランニングコストがあるということで、分かりやすく図で示しておりますのが下になります。

原価の対象経費で言いますと、イニシャルコスト、施設の設備費用になります。内容といたしまして、減価償却費、施設の建設費や大規模改修、備品購入等に係る経費がそれに当たります。これは、負担は公費負担ということで、当初イニシャルコストについては利用者に負担を求めないという説明をさせていただきますと、算出分も計算も省略しておりましたけれども、委員長の意見がございまして、実際に計算するとどれぐらいの金額になるかということで算出しますと、1時間当たりの原価が中央体育館が2,403円掛かります。ランニングコストについては、以前会議のほうで計算させていただきましたと、中央体育館のほうは1,516円、1時間当たり係るということで、合計しますと3,919円という金額になります。

イニシャルコストの計算方法ですけれども、次のページになります。参考までに資料を付けさせていただきますけれども、中央体育館のほうを取得価格が約4億5,000万円掛かっております。取得が昭和55年になります。耐用年数が鉄筋コンクリートで47年という耐用年数がありますので、その取得価格から耐用年数を割ると1年間の金額が減価償却費というふうになりますので、1年間で965万3,786

円係るということになります。そこで、年間の使用時間で割りますと2,403円という金額になります。

そもそもランニングコストだけで計算すると1,516円という金額になるんですけども、これは今200円という金額が1,500円というと高く感じられますけれども、実際に係る費用としては3,919円掛かりますよという説明がつきやすいように資料として作らせていただいております。これが分かりやすく下でまた図でも作らせていただいているんですけども、当然のコストの中にランニングコストとイニシャルコストがあるということで、ランニングコストだけちょっと受益者負担していただくと。イニシャルコストについては公費負担ということになりますので、その分1,500円で安く、もともと3,900円から1,500円は安いなというイメージになっていただけるのかなということで、ちょっと入れさせていただいております。

ランニングコストの計算方法、これも前の会議でも説明させていただきましたけれども、計算方法が全体育館の年間維持管理費割÷全体育館のアリーナ面積×使用するアリーナ面積÷年間使用可能時間＝1時間当たりの原価が出るということで、次のページに以前資料で使わせていただいた金額も載させていただいております。中央体育館では、1,516円、ミニ体育館と言われる東、西、北、真美ヶ丘体育館でしたら609円という原価になります。

テニスコートの原価も計算させていただきました。1時間当たり143円ということとでちょっと安くなっております。

次のページになりますと、前回これも最終的に金額を決めていただきました。中央体育館1時間当たり1,200円という金額に決めていただきまして、それに付随する格技場、卓球室、選手控室の金額も決定させていただきました。格技場については、1時間500円、卓球室については1時間1台当たり200円、選手控室は何も貸出しはしないということで、使用料の設定はしておりません。それから、会議室。これ

も1時間当たり200円ということになります。

それからミニ体育館につきましては、1時間当たり600円という金額で決めていただきました。最後に会議室・和室、真美ヶ丘体育館なんですけれども、会議室・和室が利用できるということで、これも会議室200円、和室150円という設定になります。

今まで各体育館の使用料については、現在広陵町の体育館の照明施設使用料ということで頂いておった金額になりますので、改正後はこれちょっと体育館使用料表に基づき適正に使用料金を徴収させていただきたいと考えております。

次に9ページを御覧ください。現行の金額が200円、100円という金額になりますので、今設定していただいた1,200円、600円というのは、大幅に上回るということで、現行の6倍になります。200円から1,200円になるので6倍になりますので、利用者にとっては負担が大きいということで、緩和措置を設定させていただきます。期間は、1年間。ただし、使用料の減額適用を受ける場合は、該当しないということに設定をしております。

緩和措置なんですけれども、1,200円の場合は1年間800円とさせていただいて、据え置き価格は400円、200円からすると4倍の金額に設定をさせていただいて、1年後には従来の1,200円にさせていただくということになります。ミニ体育館についても100円から600円が改正金額なんですけれども、緩和措置ということで400円、1年間据え置きさせていただきまして、1年後は600円という金額にさせていただこうと思っております。

それから、(3)土日祝日と平日による料金格差ということもちょっと考えさせていただきます。ほかの近隣でもありますけれども、土日とか夜間とか割増料金というものもあるんですけれども、広陵町の場合は一律で1,200円、600円という金額で進めていきたいと思っております。

それから、(4)町民以外の利用者の取り扱いということなんですけれども、町が提供

するサービスの恩恵は、町民が優先して受けるべきでありますので、町外の団体が使用する場合は、料金2倍の割増料金を設定させていただきます。

それから、(5) 使用料の減免(免除)基準の適正化ということで、スポーツ協会が今現在クラブ数の問題がありまして、4回目の会議の後にスポーツ協会の会議がございまして、その議案の中にこの案件を入れていただきまして、クラブ数の改善を会長のほうからもお願いしていただきましたので、前を向いて進んでいくとは思っております。会議なかで、改訂後の金額、一般の方と同じ金額という案も出てたんですけども、やはりスポーツ振興の目的もありますので、50%だけ頂くという結果になっております。

それから次のページ、(6) 新たな負担軽減策ということで、65歳以上の高齢者が今半数以上所属してる団体についても、使用料を50%減額ということにしました。

また、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体についても、50パーセント減額ということで決めさせていただいております。テニスコートは対象外ということさせていただきます。

(7) 使用申請の受付期間の変更ということで、使用する日の1か月前から申請が可能というのを、改正後は3か月前からの受付を可能にするということで、変更させていただこうと思っております。これもテニスコートは適用対象外なんですけれども。ただ、前回も出てましたキャンセル等の問題もあるんですけども、ちょっと今いろいろと検討させていただいてまして、個人的なキャンセルは3分の1とか2分の1とかの料金をキャンセル料を頂くとか、そういうちょっと細かいことも考えておりまして、今回のこの資料には掲載させていただいてないですけども、その辺、十分検討させていただいて最終的には決めさせていただこうと思っておりますので、今回のこの資料には載せておりません。

それから、(8) テニスコート使用料ということで、実際原価計算をしますと14

3円という安価な金額になるんですけれども、近隣の市町村と比較させていただいて、まずこの委員会設置の根拠といたしまして、体育館の使用料が安いということでできるだけ近隣と合わすということで始めさせていただいたと思いますので、今回テニスコートを計算すると143円という安い金額になるんですけれども、近隣と比較すると500円が相当の金額だという判断で、今回の改正はしないということで現状維持ということでお願いしたいと思っております。

最終の5、今後考慮すべき事項ですけれども、(1) 定期的な料金の見直しということで、受益者負担の公平性を確保するためには、常に検証を行い、定期的に使用料の検討を行い、必要に応じて使用料の改定を行うものであります。ここには年数は書いておりませんが、5年周期とかで変更していくものではないのかなと思っております。

それから(2) 町民への周知ということで、使用料改定時には、対象となる施設の料金体系について、広報、ホームページ、施設の窓口などで十分な周知期間を設けて町民への周知を図ります。円滑に新料金体系に移行できるよう努めてまいります。

最後に、(3) 施設管理・運営です。事務局の目標でもあるんですけれども、人にかかる費用と、物にかかる費用の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めます。また、健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、町民それぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努めます。そして、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたいときに気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組んでいきたいと考えておりますということで、締めくくりさせていただいております。

以上がこの4回で議論していただいた内容をまとめさせていただきまして、資料として作らせていただいております。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

負担の公平性ですね、それから負担バランスをどうしていくかという視点、これは大きな原則だったわけですね。それから、能力に応じた経済的なことがありますね。そこの配慮をどうしていくかっていう観点、それからもう一つは町としてのスポーツ推進に関する考え方ですね、健康増進等を含めた。こちらのほうは収支のうんぬんという話になって、先行投資の意味合いですから、今後しっかりとスポーツ協会、あるいは・・・等を通じてですね。あるいは、いろんな形のスポーツ推進を通して結実していけるように努力していただけたらというふうな部分が加味されている。その部分の減免であるというふうに御理解いただけたらと思います。

それから、もう一つ、最後のほうは決め手というか、ここまではどっちかという固いニュアンスですけども、やっぱり近隣の地域でどういうふうな形で条件整備されてるかっていうところの格差がありすぎると、ちょっとこれは問題だということですね。資源があるところに、安く行けるところに人が移っていきますね。これまでのライフスタイルが変わるということもありますし、近隣等もバランスをどうしていくかっていうふうな観点というところが大事だと。

なお、定期的な見直しですね。定期的な見直し、今、マダ課長のほうから・・・ちやっただんですけども、どの程度のスパンと言いますか考えていく必要があるかなと思いますし、これから無事この案が通りましても、現場のほうでどういう話になるかっていうのは、やっぱり集約していかないといけませんし、そこは柔軟に耳を傾けていただきながら、また調整を図っていくというのが現実的ではないのかなとこう思いますので、その辺もやっぱりよろしくお願ひしたいと思います。

10ページの最後に、(3)施設管理・運営の最後の5行ですね。・・・たち大事になってくるのかなと思うんですね。減免等ですね、やっていく上で町としてどういう姿勢なのかっていうことです。減免等をですね、やっていくという上で町として

もどういう姿勢なのかっていうところですね。ただ、これ打ち出した以上は、やっぱりそれに対して報告する必要もあるかと思しますので、うまく広報をしていただく、広報誌なりですね、実際の、何て言いますかね、どういうふうな形で町民に返っていくかということですね。そういうことを努力していただけたらと思います。

私の思うところは感想ですけれども以上のところ。皆さんがた、何か質問等、あるいはこういうところはどうかというふうなところがありましたら、挙手いただきまして、御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○男性委員　提言というか意見書としての部分で7番目なんですけど、・・・の中で・・・とかがあってスポーツ協会とか町がやるものが1年計画してて、1年間でもう全部年間予約できてて、一般の人は1か月前のその日にちをその日に予約。それやったら回数が1週間に3回もあれば、週に3回行かなあかんという、なかなかきついという話でこの議論になったと思うんですが、この委員会の趣旨からすれば、この出てんけども、この予約の1か月を3か月にするというのは、ちょっと趣旨違うのかなと自分では思って、ここに載せていいものかどうかというのは、僕はちょっと何か料金の改訂のことやから、その予約の仕方とかそれについては突っ込めるかどうか分からなかったんで、出たから出たんですよ。この議会に出たから出たんやけども、このまま丸々、この料金改定やのにちょっとここだけ異色というか異質な感じがしているという・・・なんで、これを文面として載せるのか載せへんのかということはどうなのかなというのは、資料をもらって思いました。

というのは、さっき会長さんのほうからありましたように、キャンセル料どうするねんとか、例えばテニスコートであれば、その日に予約したときが雨であれば返金してもらってるという形で今までもやっています。それをそのまま継続するのか、その辺のところ、本当やったら僕らがこの委員会で話し合うにならない部分で出た意見を、ここの載せるという形になるのかなと思うので。どういうふうに予約するかっていうのは、ほとんどが・・・して、結論をするのかなというところが一点ございました。

ちょっとするかしないかは別としても、今僕が思って、前回のときこれが出たときに思ったのは、3か月しても今までどおりのあれであれば、三、四か月目からはまだいい。随時取っていかなあかんということになるので、ちょっと思ったのは、僕もちょっとここでちょっと僕は・・・があると思ったのは、他の市町村でやっておられるやつですけど、例えば月初めに1か月分取ると。4月1日に4月分全部予約していけるというふうにすれば12回で済むというのから始めれば、今までとちょっと違って、週に何回も足を運ばんでもいけるかなというのを一つ感じます。それがちゃんと軌道に乗ったら3か月取れるというふうにしはったらええのに、一足飛びにやって、このところがあるので、・・・明示するかどうかは別として、また事務局というか推進委員会のほうで考えられたらええ話・・・思うんです。ですが、そのところちょっと(7)の項目をめぐって、この委員会の趣旨としてどうなのかなという部分だけちょっと思いましたので、言わせていただいた。

○委員長　この辺について前、副委員長がね、この辺の話をされてて、ここはやっぱり我々としては、この・・・としたいところですね。それに基づいていろんなルールがまた出てくるかと思imasuので、ここで議論すると先走ってるようなところもあるかなと思imasuし、また質的に扱うものとしては違うんじゃないかということですね。私もそう思うんですけれども。

○池端事務局長　今、委員がおっしゃっていただいたようにこの会議というのは、使用料の額と減免の基準を決めるという委員会でございます、使用料の受付期間の変更というのも前回の会議で出たんですかね。一応まあ会議で出したことについては、ちょっと載せさせていただこうということで、ここに編集していただいているんですけども。ただし、その内容のほうも本当に細かくなると思うんです。3か月前というのも、1月、2月、3月と取るとなると、まとめて取る方法も出てくると、設定日をいつにするかっていうのもいろいろとあって、抽選にするのか先着順にするのかっていうと内容もいろいろと検討していかないといけないのかなという思いもありまして、

ただ今回その辺のことは書かせていただけてないんですけども、できたらこの文章は省かせていただけたらいいのかなと思いますけれども。

○男性委員　　これ私が提案した趣旨は、減免と減免されてないところとすごく差があつてですね、しかも予約を1年と毎月とすごく差があつて、使用する人にとっては予約方法と使用料というのはやっぱりセットやと思うんですね。どちらも使用の利便性ということなので。ということで、ちょっと提案させて。少しでも減免されてない人にちょっとでも利便性が向上したらなと思ったんですけど、でもこの前の課題で実際に利用されてるかたがね、余り変わらないよとおっしゃってたと思うんです、実際になるとね。僕がそれはちょっと申し込んだことが、経験ないんで分からないけど。それが一つと、もう一つはこの委員会は、やっぱり基本的に金額の問題ですよ、先生ね。だから、私はこれ意見出しましたけれども、7番を抜いていただくことは全然異論ありません。

○委員長　　ただ、議論の中で出てきている中で意味があることでして、全く・・・は確かにね、なるのかなと心情的なものがあるかと思しますので、だからそういうことができることは意味があつたんでしょう。だから、ただこれを表に出してですね、みんなで共有していくような流れとして7番を・・・。実際には、会議をしてる中でまたいろいろ出てくると思うので、我々が提示することじゃないのかなと思いますね。料金というのは、やっぱり・・・ですけども、こうしたルールというのは結構いろんな・・・ありますし。まあまあ、これからどんどんいろんな意見が出てくるかと思しますので。それで、ここの中で共有できたということの意味はすごい・・・します。

○男性委員　　まあ、こそんなこと含めて運営者側がちょっとでも使い方が便利になるように、ちょっと運営上こうなる・・・工夫してもらおうとそれでいいんじゃないですか。

○池端事務局長　　はい。

○委員長　　だから、この間言ったように、例えば道具、貸出票、・・・であるとか

そういうことですね。・・・これからいろいろあると思いますね。

○池端事務局長　　そうしますと7番の使用申請の受付期間については、この案からはちょっと離していただきますけど、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、進行はさせていただこうと思います。

○委員長　　よろしいでしょうかね。ここまでの議論は、整理していただいたということですか。

○男性委員　　いろんなそういう運用に係ること、例えば町の人と広陵町の人と混在するような利用をどうするかとかね。そういうことは、今後詰めていかなあかん問題がたくさんあるとは思いますが、それはまた何か別の検討委員会で詰めてもらうと。混在も結構、うちも行かしてもろうとるし、よその町から来とう、一緒になってやるということもあるというふうに聞いてますんで、その辺を今後どう運用されて、その町外で人が2倍とかいうようなこと、同じ競技をするのに町外の人が2倍というわけではなくて、町外の団体で申し込むときは2倍と。何かその辺をより詳細に、今後、何かの機会に別の検討会で決めてほしいなという思いで。

それから、町としてもそういうコストの削減に努めるんだというふうに9ページの(3)のところに書いてありました。今、この1,500円の中には、多分・・・のほうかね、職員さんの給料と、それから需用費ですから多分修繕費と、それから委託費、多分清掃だったと思うんですけども、この辺が3つ大きなところで1,500円の構成をしとるんだらうというふうに思っただけですけども。果たして、費用にしても今500万ほどの費用が2名ということに説明では受けとるんですけど、それが減らせるかどうか。それから、修繕費が500万が維持できるかどうかとか。それから、清掃運営は500万あると書いとるわけですけども、この辺の限度を下げられるかどうか。その辺が今後その利用料の低減につなげていきますよということですけども、果たして可能なのかなと。逆に上がりゃあせんのかなというような、そんな心配もしておりますので。まあ、書かれとることは非常に結構なことですので、それに向かっ

て努力してほしいというふうに思います。以上です。

○委員長　非常に大事なところやと思いますね。今回、最初の予算が大体3分の1ぐらいが人件費。ただ、だいぶ切り詰めてる形であれ設定されてる。でも、その辺のところっていうのは、皆分からへん状態の中でね。大概、広陵で・・・やめて町の自分たちのところで何とか努力をしてというふうになりますやんか。だから、そういうふうに言われても何かちょっと残念なこと、意見が出てくることありますのでね。そうならへんようになってくれたらとええのになと願いますね。だから、そもそもの最初の原価と言いますかね、算出のそこでやってる人件費というのは、だいぶ絞り込んでやってるというふうなことっていうのを分かっていたらいいといたほうがええのかもしれないね、何かあったときに。だから、それは意見が出るだろうというようなことで、ちょっと頭へ置いておいてもらったらいいかなと思いますね。

あとこれは、私らどんどんやることはどんどんやりますが、確かに9ページですか。町民以外の利用者をこれ取扱いとこれはなかなか。いろんな・・・あるんだろうなと思いますけど、町外の団体ということですよ。

○池端事務局長　はい。

○委員長　町外の団体というのは、要はどういうことなんかって、ちょっと思うんですね。例えば、その団体に例えば町民がいるという意味じゃないんですかね。所在がどこかっていうことですか。どういう規定なのかっていう、町外の団体ってどういうものなんですか。

○池端事務局長　一般的に町内で活動しておられる町外の住民の方の団体と、あと中央体育館でしたら大きな大会があります。バドミントン協会とかバレー協会とか、そういう協会も体育館の申込みをされる場合もありますので、その場合は2倍という形で考えております。

○委員長　だから、ほかの例えば町のスポーツ協会であるとかそういうことですか。

○男性委員　そうです、はい。

○委員長　　だから、例えば町の中で何か自分たちが任意に作ってるような団体であってというなことで、例えばメンバーに・・・が入っているとか、そういうのだったり。その辺は・・・。すいませんけども・・・。

○池端事務局長　　現状は、全員が町内の方っていう団体はないのかなと思っております。これは公表できないですけど、ほぼ町外の方が何人かいらっしゃるとか、そういう団体も結構いらっしゃるんですけども目をつむってるんです。申請が町内の方がされるとなかなかメンバー全員、住民票を見せろという話にならないんで、それは大目に見させていただいてるんですけども、本当に純粋に町外の方の団体が来ると2倍にさせていただくというだけの話です。

○委員長　　必ずしもそういうルールを定めるのがいいとは私は思わないんですね。というのは、どう言いますかね。ルールがあって、そこでそういうところを利用・・・分かるってということないですからね。だけど、余りにもひどい場合にはどうするのかって、もしかして考える必要があるのかもしれないので。ちょっと後で・・・。

○女性委員　　確認なんですけれども、緩和措置に関しての・・・なんですけれども、緩和の期限がね、町の減額適用を受ける場合は該当しないということなんですけれども、これはスポーツ協会と総合・・・とスポーツとあと中学生以下の方につき。

○池端事務局長　　そうですね、はい。

○女性委員　　それは、緩和措置期間の金額よりも減免していただいている金額が、それを下回ってるからという。

○池端事務局長　　そうです、はい。

○女性委員　　少し思ったのが、一般の方の金額をその緩和措置期間だけ800円で止まっていて、この場合、中央体育館ですと減免がある場合ですと1時間800円で利用できる場所なんですけれども、やっぱりスポーツ協会の方々もこの金額、今まで無料だったのが例え50%であっても一気に支払が料金が発生するという事で緩和措置、自分たちはないのかなっていう意見が出そうかなと思ったり。一般の方は、

そういう緩和措置があるのに、より多く使われてる自分たちはその緩和措置ではなく、もうその年からいきなりその料金になるとなったときに、意見が出ないのかなと思ったりしたんですけど。無料から、いきなり600円に値上がるって、それは意見が出ないかなと思ったんですよ。その理由が800円を下回った料金の600円になるとするならばということです。

○男性委員 一般の方は、1年たったら1,200円にね、一遍に6倍になる。1年間だけの話ですからね。

○池端事務局長 そうですね、もう1年間だけなんで、もうその辺は、体育協会のほうに目をつむってもらおうかなと思ってるんですけども。

○委員長 でも、まずは一発、・・・。

○池端事務局長 逆に一般の方がね、まだもっと安くなるんかと思われはる、体育スポーツ協会の方には思われるんで、もうこれはスポーツ協会にはちょっと目をつむっていただくということでお願いしようかなとは思ってるんですけども。

○女性委員 ……であれば、聞かれたときに説明しやすいかなと思います。

○池端事務局長 はい。

○男性委員 会議では、そういう提案を、提案というか今までどおりではないですよっていうのは、のっけに討論しましたんで。今までは、今ままでというような感じですね。だから、こういう検討委員会やってますよと。何でやってるのかという説明もしながら、今までどおりではないですよっていうな話をしたんですね。もっと言いますと、スポーツ協会はこれ言うてええのかな。補助金もらってますよね。

○池端事務局長 そうですね、はい。

○男性委員 補助金はあるんです、町からね。それを有効に使うということは、当然あるだろうしということも含めてね、今までよりはだから協議、協議というんですか、大会に使う金・・・けれどもみたいなどころがあったりするわけですけども、使わせていただくという気持ちで、今までは使ってたんでっていうな状況であったのか

も分からないですね。

○男性委員　ほとんど大きな大会とかスポーツ協会の補助金というのは、ほとんどいわゆる公的・・・に使ってはりますよ。

○男性委員　はい、使ってます。

○男性委員　だから、・・・。

○男性委員　はい、そうです。

○男性委員　それは、別に何も余ってどう・・・という話じゃない。

○男性委員　・・・ついでに一点だけ。テニスコートについては、もう現状維持でということで話合いは終わってるみたいですよ。当然私もそこにそうやなっていうことを言ったのかも分かりませんが、これ例えば説明をするときに当然ながらこれ1時間当たりの原価なんかを出すわけですね。

○池端事務局長　はい。

○男性委員　それを出すと、何でこれ・・・さんやな。500円やなくて、絶対なと思う。ほかは、ほかなりにやけど。その辺りを一回ちょっと出し方、出し方というか何て言うのか分からへんけど、うまいこと逃げられるように考えとかな。

○池端事務局長　おっしゃるとおり、ただ前回というか従前のときには、こういう算出根拠ですということで委員の皆様がたには一旦お示しをしました。それを今もう完全に包み込んでしまうということではできませんので。ただ、この資料の段階でも出し方は確かに議論したんです。ただ、このままパブリックコメントとかというわけにはちょっといかんかと。説明させていただいたと思うんですけど、このテニスコートのところには、いわゆるランニングコストとしてまだその段階では確定しておりませんでしたけど二千数百万とかのそういういわゆる大改修というのか、そういうふうな費用的なものが入っておりません。それを入れて計算をし直したらというような案も出たんですけども、何か知らんけどその今一旦出したやつをね、そこへ持っていくための要因みたいになってしまうなということで、一旦事務方のほうで一旦説明として

従前の内容から言えばこうなるんですけど、やっぱり近隣とのバランスを見て現状維持ということで説明させていただきました。この載せ方というか出し方については、もう一度ちょっと再考が必要やと思います。ちょっとまとまってません。答えになってない部分もあると思いますが、このまま出すというのはちょっといかんなと思います。

○男性委員　僕、いつも・・・テニスの・・・あれや。だから、前回もどうしたのかって聞いたんですけど。というのは、・・・に行ったら体育館を使う人のほうが有利で、テニスコートを使うてる者は町内であっても何か不利益を被ってるというのは、僕自身がテニスをするからやっぱり分かるんやけども感じてた。前ね、最初の頃に聞いたときに、・・・会長さんのほうが500円で始まってるときにその三百何ぼの差額はどうなってるんだって言ったら、体育館の使用のときと・・・になってるから、それ使われてるという形で会計計算してると言ったんですね。そうすると体育館を使ってる人の・・・もテニスしてる人が補ってるという形に例えばなって、それおかしいかなと思ってお話しさせてもろうてると思うんですけど。だから、500円から始まったときに、それまでの差額はどうなってるんという御意見が出ないのかということはあると思うて、本当であれば・・・してたらおかしいわけじゃないですか。それからいくとほんまはプールして行って、それを金額下げたときに、それを入れていくという形で還元させてもらうという説明であるべきなんやけども、もう払えばなしで高く払うといて、近隣からすれば200円から500円のあれなんですよ。議論したってことはもう・・・なくて、200円があるじゃないかと近隣でも。でも500円はもらい過ぎじゃないかというのは、僕はちょっと違うんじゃないかなと。河合が200円ですか、香芝、隣が500円です。上から300円なんですよ。300円が多いんですよ。でも、広陵町は香芝と一緒に500円するっていう理由が僕は分からないと言われるんじゃないかなと考えています。だから、どこもが500円やったら500円でええと思うんですけど、近隣を見ても200円から300円、大

体500円がある中で議論させてもらったとは思ってないので。議論を重ねた結果というのは、僕、議論してないのでっていうのがあるので。

それと、これはちょっとまた・・・に失礼と思いますけども、・・・さんは大規模にテニスコートを改修する、その予定があるんでって言われましたけど、いや、この表からすれば、修繕費とかそれについては受益者負担なしに公的機関で体育館をやっていくわけやから、それからいくと体育館とテニスコートの不公平感が出てくる、矛盾が出てくるんじゃないかなと。それは理由にならないんじゃないかなと。据え置いた理由でその余った分でテニスコートの改修に使いますといたら、体育館を改修するんやったらもっと高くなるんやないかというふうな、どっち作るんという形になってしまわないかなという。ちょっと矛盾をはらんでる部分が憂慮出てくるんで、そのところは今回委員長さんのほうが中央体育館をベースに今回考えようっていうことなんで、テニスコートについてはそんなに置いといて、中央体育館の使用料についてベースができればミニ体育館、そしてほかにもという形の順番で、今は大体中央体育館を中心に落ち着いたところで、待ってるところにテニスコートもくっつけたら、ちょっとやっぱり混乱が起こるんじゃないかなと思うんで。そのところは、もう体育館だけに絞って、もう今回は体育館だけに絞って、ほんでちょっとあれしたんは会長さんが5年ぐらいのペースでという、もっと早く。5年間、テニスコートをずっとまもらっぱなしになるのは、ちょっと変かなと思うんで。これは、3年度でしっかりやっていって、やっぱりスポーツ協会とか・・・のところも半額入ったときに、今までとどう違っていくのかっていう。どんだけになって、公的資金も・・・でずっと維持すれば、・・・利用者の費用を下げているんじゃないかっていうふうな目途で、やっぱりちょっと示していけるような形のほうが、何か理解を得られるんじゃないかなというふうには感じてて。テニスコートは全部置いといたほうええ。3年度ぐらいでやって、テニスコートをやっぱり下げていけますよっていうふうな形で、同じような形で利用者の方には負担を減らしていきますよ、もっと利用してくださいねとい

うふうな形で持っていったほうが、僕は何か・・・皆さんに何か公布をするときでもちょっと理解得やすいのかなというふうな感じでは思っているんですね。そやから、その辺もうちょっと貸し方とか考えたほうがええんかなと。だから、結論からいくとテニスコートは置いといてという形にしといたほうが得なんかなというのは。マダ先生のほうがテニスコートのちょっと言うてくれはったから、ちょっと話をしました。すいません、そんな感じです。

○委員長　　今、委員がおっしゃっているのは、例えば修繕費というのを例えば体育館の場合は大規模修繕に関して、インシヤルコストというふうな感じで提起していくと。そちらのほうは、計算には原価計算に入れないと言ってて、それをやることに対して費用を出すことにテニスコートのその分がその方程式には入ってるんかと、そういうことですよ。だから、それで計算してやるなら、体育館との計算の仕方が違うやないかと。だから結局修繕費が、大きな修繕費というものを減額・・・計算入れてるやん。これ、おかしいかっていう整合性の・・・、整合性の不備が生じないかっていうことですね。そこだと思えますね。

あとこれどう言うたらいいんでしょうね、やっぱり近隣もやっぱり・・・いろいろあるんですけども、・・・これが多分調べないといかんことは、例えば外部の資本が入ってるかどうかということです。いろいろ多分あると思うんですよ。町として独立してやっていくというよりも、そこからもう業者でこうやるということ料金設定が違いますよね。そういうふうなことをちょっと調べてもらったらいいんかなと。そこは、どういうふうに言ってるのかなと。場合によっては、例えば多少調べれば・・・ですよ、それがいいか悪いかは別として。最初、確かに収支を見たときにテニスコート、誰も・・・してないイメージありますから。だから委員がおっしゃったように、忖委員がおっしゃったように必ず意見が出ますね。これは、受け止めて、どうするかって考えていかないといけないと思います。ただ、場合によっては自治体によっては何て言いますかね、あるところの収入がものすごく大きくてというのは、やっぱりあ

るんですね。だから、そうやってやってるところもあつたりとかして、そこはこういうふうにしてやってるのかとか、・・・も一つなんかなって。どういうふうなことで、例えば体育館のところで40パーセントのあれがある、別収益ですよ。多分、こちらのほうは百何%というところというのは、大阪なんかありますからね。それは、何でそういうことをやってもそれは帳じり合わせてるんですね、・・・ね。そういうことが何で起こるのかなって・・・理由があつて、その部分が違いが出てくるんじゃないかなとそうやって思います。ちょっと調べてもらってもいいのかもしれないですね。必ず、一回は・・・と思いますので、ちょっとそんなことを。例えば、香芝市でも500円、河合町200円。どういうふうな感じでですね。例えば、どっかのミズノさんとかいろいろ業者が入ってきて、料金設定してはるのかどうかとかいうのも結構大きなことかなと思いますので。

○男性委員　それ町のほうとしてですね、伊いさんがおっしゃったように、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会になってますけど、委嘱上もそうなってますけど、広陵町体育館使用料適正化検討委員会にしたらどうやと、結局はそういうことですよ、おっしゃっているのは。実際、テニスコートをずっと議論してこなかった。

○男性委員　そうしないと、何かどっかで矛盾が出てくるんじゃないかと感じてます。

○男性委員　実際、検討委員会、テニスコートに関することはやってますけど、ほぼ議論してませんから、だから無理やり体育施設にね、体育館使用料適正化検討委員会、だけど議論したのは、体育館のことばかりですからね。そのほうが、パブリックコメントに載せる必要もないし。

○委員長　どうですか。多分、御意見があられると。

○池端事務局長　今、副委員長おっしゃっていただいた、私もそれが一番いいとは思いますが、議会上程の説明と言いますか、全員協議会のほうではこのもうベースで、今日は実はお出ししようかどうか、まだお出しはしてないんですけども、こ

の同じ名称で附属機関として位置付けるという趣旨の議案を出しておりますので、タイトルが変わるということであればですね、ちょっとまた問題が生じるかなと思います。

体育施設というようなところでちょっと管理したら、そら一番すっきりするんですけども、経緯を申し上げますとこの辺の検討、確かに議論は大きな議論はもちろんありません。近隣と、テニスコートはこれでいいんじゃないかというような、ちょっとそういうふうな感覚であったと思いますが、内容が分からん者からすればテニスコートとかやったらもうちょっと料金頂けるん違うんかというようなところから、非常に感覚的なところから始まっているんですね。そういう中身が分からん人にと言いますか、町のそれは職員ですけどもね。

そういうふうなところから始まっておりますので、原価計算したら同じように原価計算したらこないなりますよというような説明にどうしてもなってしまうんですけども、そこら辺の解釈と言いますか定義づけ、確かに難しいです。今もちょっと答えはないんですけどもね。ただ、この委員会の名称を今館というのに変えるというのは、ちょっとしんどいかなと思う。実際の話、しんどいかなと思います。

○男性委員　　体育館使用料適正化検討委員会という名前にすれば、やはりテニスコートのことはわざわざ出ないと。

○池端事務局長　　というかテニスコートのことを最終的に議論してませんので、テニスコートとかの料金はもっと頂けるんちゃうかといろんなところから始まっていますけども、それは割愛すると。いわゆる中央体育館、体育館ベース、そういう意味での料金に留めるというのも一つ方法かなと思います。

○男性委員　　それからいくと、今回この5回の間で出されたんが体育館とテニスコートあれなんですけど。例えば体育施設やったら健民グラウンドとかね、いろいろなグラウンドも出てくる。グラウンドの議論は、全然ないので。だからグラウンドの議論がなかったから、テニスコートもなかったと言ったらおかしいけど、同じような扱

いで、メインは体育館であって、テニスコートはちょっと話に出たけど、結局グラウンドとかと同じようなあれで、まだ今後検討あったりするみたいな形の置場にしないと、ちょっとやっぱりね、中途半端にテニスコートだけ出して、ほんで健民グラウンドとかは、・・・出ないでしょうか。何でなかったんだというふうな声が出てこないような感じの言い方じゃないかなと感じましたけどね。

○委員長　　似委員がおっしゃったように、これですよ、このところで例えばグラウンドでも、私もいろいろと・・・ですがどういった感じの人が入ってるのかというところを見ないと。だから、いろんな使い方してますね。もう誰でも入ってこれるような、こういうところでもうかなり公共性があるって、もう受益者負担の部分じゃないですかというふうに。公園もあれば、しっかり整備されていて人が入らないと管理できないようなところがあったりとか。と言ってもね、何と言いますかね、みんな管理されてますね。ものすごくきれいに頑張ってるんですね。

あるんですけれども、ただグラウンドでも性質が異なってくるんで、テニスコートに関して、ここでこういう形で提言されれば、民間で提供可能な施設とそうでないというふうなところですね。ただ、その差がどういうふうなものかということがここで検討できるかどうかというのは、課題として残されてるというふうに考えているのは一つで。5年というスパンじゃなくて、やっぱり意見は逐次集約できて、そこで議論をして、柔軟に対応していくっていうふうなことでやっていくというのが結局落としどころなのかもしれないと私は思います。

○男性委員　　一つだけ。私もこの先生がおっしゃった・・・の上の図なんですけどもね、この図によるとテニスコートと体育館は、書いとるところが違うんね。体育館については右の下のほうに入るとし、テニスコートは上に入るとる。だから、この辺がその根本かなという思いがするやけどね。テニスには、若干その民間事業が、例えば町じゃなくてもどっかのテニスコートを有料で代替が可能じゃないのというようなことが根本にあるのかなと。要は、500円でも使う人がたくさんいるんじゃないのと

というようなことが、その差がついた原因かなと、根本かなという思いもしておりました。だから、この図がこれを正とすればすな、テニスコートと体育館が違う場所に入るとるちゅう、その辺の論理からかなというふうに思うんですけどね。この図は、多分これを整理すればそういう理屈も成り立つのかなと。その位置付けが違うよという解釈もできるのかなというふうに私は思っております。

○委員長　　バランスを考えることで、そのモデルを出してるわけですね。だから、グラウンドももうベースが違うんですよね。人がもう普通、誰が使ってるか分からへんようなところもあれば、ちゃんと一応管理をされて、団体が決まって管理をされてるということやけれども、……。もう……。その人らに料金、取るわけにいかないですよ。だから、そういうのはもう公費でやっていくしかないわけで、管理はね、していくしかないわけで。

ただ、やっぱりそこでほんまに何て言いますかね、民間でも提供可能な施設でありながら、そこで使ってるようなグラウンドというのもありますよね。だから、そうやって考えていったらグラウンドでもその中で言ったら、左の上と下どっち行くんやというふうなことも起こり得る。そういうふうなことですよね。だから、テニスコートに関しても……がこの辺やと思うんです。ただ、この4つとなると極めてもう単純で、この……個人に……ここに来るのかって微妙なんです。だから、そのところを議論、ものすごく難しいんですよ。だから、私も前回いろいろなところを考えてますんでね、どれぐらいのパーセンテージがあるのかって考えたときに、体育館と一緒にはないだろうなど。

ただ、その料金をどれぐらいにすればいいのかっていったときに、例えば今500円で、そのまま今の状態をやっていく中でどういう意見が出るのか。例えばそれ300円になった場合には、もしかして今までの形の使用の仕方ができなくて、いろんな人が入ってきて、何かもうえらい使われ方になるんちゅうかっていうのも問題っちゃあ問題ですよ。だから、そういうところもやっぱり……も生じるでしょうし、だ

からそこはちょっとよく考えていかなきゃいけないなと思います。

○男性委員　当然ね、名前はこのままでね、もう全協に出してはるわけですから。そやけど、答申は体育館のことだけを、テニスコートはもう健民グラウンドに関しては、答申しない。それは町としては、教育委員会としては可能なんですね。

○池端事務局長　可能です。実際。

○教育長　すいません、いろんな議論の中でですね、まず私もこれね、課長からもらったときに非常に気になったんでね。やはり、テニスコートの状況があった。健民グラウンドが実際どない、体育施設なんか全て含んでるん違うの。けど、議論がずっと来たのは、ほとんどが体育館の使用料で来たっていう経緯があるのでね。ここに、私も最終案をこれを案を見せてもらったときに、テニスコートがぽっと出てきたときに、当然似議員みたいな反感持たれるかたは絶対おられますわね。それをそのままいってどうなのかなって。

そのときに感じたのは、健民グラウンドもどうなのって。健民グラウンドは今無料になってるんですよ。やっぱりいわゆる使用される方々の、やっぱり利便性も考えながらということです。体育館というのは、かなりの種目の方がそれ使われるということも一つあると。テニスコートはテニスコートのみですわね。ソフトテニスとテニスだけしか使いませんよね。その辺の特化した部分やから500円でも私は大丈夫かなと思ってるんですけども、体育館ってそうじゃなくてかなりの種目の方がいろいろ使われる。やっぱり多種多様な部分がありますので、そういう意味ではやはりそこは体育館として、しかも体育館は館ですのでいろんな維持費が当然ながらかなりのコストが掛かります。一番掛からないのは、逆に言うたら健民グラウンドみたいな、ああいう形。更地でちょっと草が生えたときに刈るとか、そういうメンテナンスだけすればね、いける部分ってありますよね。その辺が同じ体育施設でも全然違うし、これまでの議論をずっとやってた中では、体育館が中心やった。だからこそこれ体育施設使用料になってるんですけども、例えば体育施設（体育館）っていうぐらいのことをす

れば、まだそこはこれまでの議論としては、この体育館を中心にやってきたという経緯がありますので、そこでは、その辺はこの前の全員協議会のときに、中ではこの体育施設使用料のいわゆる条例という形で一応局長のほうから説明はされましたけども、そこはひょっとしたら理解していただけるんじゃないかなとは思っております。

○男性委員　まあ、・・・ですよね。テニスコートが・・・どうしても私も長いことテニスやってますからね。テニスコートって基本的に民間の業者が・・・実際やってるんです。体育館は、民間でやるところはね、ほとんどないんです。こういうふうな、やっぱりそこは競技の違いがすごく大きいんです。民間のテニスコートへ行ってね、一面500円で借りれるって、そんなばかな話はないので。だから、そんなことで・・・言い出したら、お互い言い合いになるじゃないですか。だから、そうじゃなくて、今回は体育館のことだけ答申すると。そのほうが分かりやすくってええやないかと、いさんが教えてくれてはります。

○男性委員　・・・のほうには分かる、御意見を入れますけど。

○委員長　まず健民グラウンドのコートと、どっちも・・・、・・・ね。だから、その辺もあるのでなかなか簡単にいかない。体育館は分かりますよね、建物として・・・やると確認できますが、テニスコートっていうのは・・・違いがあるっていうのは、私なんか・・・見たかぎり・・・違うんちゃうかというのもありますし。実際、テニスコートとかを申し込んで、あと使って・・・ですね。使ってはりますか。

○男性委員　あのね、土のコート、もう昔から土のコートなんですけど、やっぱり真実が丘のあの3面は、もう絶対に・・・あかん。特に、今僕らはソフトテニスでゴムボールにされてますけど、やっぱり硬式のやつであれしたときとか、家族とか楽しくやれてるんかなって見てても思います。僕らがやってるのは競技性が強すぎて、ちょっと万人受けしてない。やっぱりだからそれからいくと、ある程度、・・・もやっぱりコートはオムニコートっていいコートなんで、やっぱりあっこは人気がある。だから、早い話、もう全てのコートをオムニコートにしてほしいです。

○委員長　コートにもそんな格差が。

○男性委員　早く全部全天候にしてもらった有り難いなと思います。ほんなら、もっと健民グラウンドのところでもやっぱり利用者は増えてくると思います。やっぱり差が激しすぎますわ。真美ヶ丘と東コートしかないから。あと土のコートはやっぱりね、やっぱり土の状態が悪かったらもう全然土が付いて、今言われたように利用者によってというけど、・・・でこぼとしたりとか、・・・のブラシ掛けるんですけど・・・おられますのやんか、知らん人なんか何か分かりませんわ、テニス部入ってなかったら分からへん。

○男性委員　ローラーはあるんですか。

○男性委員　ローラーは、そやけど変に掛けるとあれ引っ付きますやろう、・・・。だから、それからいくと逆にしてもらわんほうがええときもある。その辺は、やっぱり経験値の問題やから。それからいくと、特異性なんですよ。コートって使う者が限定されるけれども、やっぱりそれを維持しようと思ったら、やっぱり利用者の意識がやっぱり大きいと思うんで。それからいったら、ほんまに全部改修でオムニコートにしろったいいかなという、これは一般市民、町民としての意見でございます。

○男性委員　それやったら1,000円でも出すって。

○男性委員　人数集めれば、急に雨降ったら・・・からね。それ考えたら一人でけへんからしやあないかな。やっぱり人数なかったら休憩できへんからしんどいじゃないですか。

○委員長　例えばね、あっちが一杯やったら、こっちを使う人もいはるわけですよ。同じなんですわ。

○男性委員　本当言うと、オムニコート使うのが500円とかは安うなるということです。だけど、健民グラウンドのグレーのコートでやれば、ちょっと高いかなと思う。その辺の意識はある。あるかも分からん。

○教育長　どうなった。体育館だけで答申するというのは。

○池端事務局長　　はい、可能です。今テニスコートについてもです、いろんな要望って言ったらちょっと失礼ですけども、いわゆる要求課題と、ああしてくれこうしてくれというところから皆始まるんですけども、それを必要な課題というふうな形にまた位置付けていただくような機運があれば、どこにその税を入れるかというのは、またトップなりの判断、やっぱりスポーツ振興というところでお金を頂くかぎり、やっぱりちゃんと安全に実施していただくようなことをせんとあきませんので、その辺のところはすぐに今おっしゃったようなことをすぐにできるかといったら、それはちょっとあれですけども。必要な課題というふうな位置付けのように持っていただけるように、スポーツ協会とか利用者の皆様がたもそういう意識でおっていただいたらと思います。

○委員長　　最初、予定よりも結構回を重ねないといけないというのが、実際、会議・・・ですし、また来期にまた・・・と思いますので、そういうふうなヒントをおっしゃっていただいて・・・。

○池端事務局長　　ありがとうございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。今日は、これだけですかね。

○池端事務局長　　それでちょっと今後の流れだけちょっと説明させていただきます。当初、局長のほうからも説明していただきましたけれども、判断基準という資料の一番最後に今後の流れということで作らしていただいております。

今日が2月25日、5回目の検討委員会を開かせていただきましたけれども、議会のほうに上程させていただいて、可決されますと最終日が3月22日になります。それから、交付という流れになります。それから、局長のほうからもありましたように一般公募をお二人募集させていただくということでホームページ、フェイスブックのところで・・・させていただいて、2名の方を募集させていただきます。その方も含めまして10名で第1回の広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開かせていただきます。改めて、委員委嘱ということで教育長から委嘱していただくということと、

委員会に諮問を提出していただくということになります。資料のほうは、この資料、今日の資料でもう一度検討していただくということになりまして、6月上旬から中旬にかけてパブリックコメントということで2週間程度、公表させていただくということで、2週間過ぎましていろんな御意見いただくと思うんですけども、その御意見を踏まえて2回目の検討委員会を開かせていただいて、最終決定をさせていただくというのが7月上旬ぐらいにさせていただこうと思っております。それを整理させていただいて、公表させていただいて、最終的には委員長と副委員長が教育長に答申を出していただくということになります。今までは意見書ということになりますけれども、条例化になりますと答申という流れになっていきます。それから、今度は議会にも改正案条例を上程させていただいて、それが9月の議会で提出させていただいて可決されますと、周知期間6か月という期間をいただいて、最短で4月、来年の4月から料金の改正を行えればと思っております。こういう流れで行かせていただきます。

ですので、次の委員会というのが5月中旬というふうになります。また、すいませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長　はい、ありがとうございます。5月中旬。先ですから、スケジュール、もう予約しといたほうがいいですかね。

○池端事務局長　3か月先になりますけれども、改めてこちらから連絡させていただいて、いい時間をセッティングさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長　一点補足でございます。予定については9月議会を目指してと。初め6月とか言うてましたけども、・・・として位置付けて、議論をいただいて、9月議会ぎりぎりというようなところに。9月議会には、まあ名称といたしましては、新たなという位置付けになると思っておりますけども、広陵町の体育館の設置及び管理に関する条例の使用料、これを議案として出させていただくと。やっぱり施行については広く、広くというかできるだけ周知期間を取りたいと思っております。9月議会に出して可決をい

ただいたとして、施行については次の年度、4月1日、次の年の4月1日というよう  
なんが普通かなと。1月1日でも9月議会ですので一定期間あるんですけども、年  
度を一つのあれとして考えております。そのような予定でおります。当初から議会の  
日付がズレて、最終的にこのような形で当初の認識がちょっと甘かったなという  
のは、もう本当に痛感しております。その辺については重ねて申し訳ないと思いま  
すが、そのような流れで、これでぶれることなくやらせていただけると思いますので、  
よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長　　ありがとうございました。

○池端事務局長　　ありがとうございました。